

# Tax & Management

視点

消費税転嫁対策特措法ガイドライン改正



## 消費税率引上げ対策として車体課税等見直し

平成31年度税制改正では、消費税率の10%への引上げ対策として、自動車関係の税制が改正された。自動車税については税率が恒久的に引き下げられ、エコカー減税やグリーン

化特例は減税措置期間が延長される。また、消費税率引上げ時には、自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されることとなる。

**新連載** “新”事業承継税制 適用のポイント  
税理士 深代勝美

**好評企画** 国税局人事予想 (名古屋局編)

**税経相談室** 税理士 杉尾充茂・安藤美和子

# “新”事業承継税制 適用のポイント

## —第1回—

税理士法人深代会計事務所 理事長 深代勝美

平成30年の税制改正によって、事業承継税制の特例制度が創設されました。

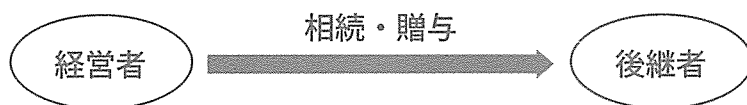
これにより、今後予想される大量の経営者の退職によって発生する事業承継について、税負担の軽減により後継者へのスムーズな移行が期待されます。

この制度は、平成30年(2018年)から平成39年(2027年)までの10年間に限定されていることと、また、平成30年4月1日から平成

35年(2023年)3月31日までに事業承継計画書を都道府県に提出して承認を得るなど、複雑ですから注意が必要です。

ここでは、事業承継税制の概要、承継計画書作成の手続、納税猶予額の計算シミュレーションや同制度を適用するに当たっての留意点を説明して、顧問先へ制度の利用を勧めるべきかどうかなどの判断材料になればと思います。

### 〈事業承継特例制度の概要〉



内容	特例(改正)
① 特例期間	平成30年(2018年)1月1日～平成39年(2027年)12月31日までの10年間
② 納税猶予対象株式	すべての株式
納税猶予税額(割合)	贈与税:全額(100%) 相続税:全額(100%)
③ 贈与者・被相続人の要件	複数の株主からの譲受ができる
後継者の要件	代表権を有する最大3名まで
④ 事業承継計画書の作成期間	平成30年(2018年)4月1日～平成35年(2023年)3月31日までの5年間
⑤ 雇用確保要件	(実質撤廃) 5年間の平均が8割を下回っても納税猶予の継続雇用要件を満たせない理由を記載した書類を都道府県に提出すれば認められる
⑥ 経営承継期間(5年)経過後の譲渡、合併、解散時等の減免措置	株価が下がれば差額は免除 譲渡:譲渡対価の額 合併:合併対価の額 解散:解散時の時価
⑦ 相続時精算課税制度の適用対象者	贈与者:60歳以上の者 60歳以上の父母又は祖父母 受贈者:贈与者の推定相続人以外の者である 20歳以上の特例後継者 20歳以上の贈与者の子又は孫 ※年齢判定は贈与を受けた年の1月1日